

太田市小規模契約希望者登録申請の手引き

(資格有効期間：令和7年7月1日～令和9年6月30日)

【基本事項】

1. 小規模契約希望者登録制度について

小規模契約希望者登録制度は、太田市が発注する小規模な工事、修繕、業務委託、建設資材、物品の購入等の少額で内容が軽易な案件の受注希望者を事前に登録する制度で、地元業者への受注機会の拡大に貢献することを目的としています。

◇ 登録できるのは、次の（１）から（４）までの要件を全て満たしている方です。

- (1) 太田市内に本社若しくは本店を置く法人又は太田市内に主たる事業所を置く個人事業者
(建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等は問いません。)

- (2) 市税に滞納がない者

- (3) 次のいずれにも該当しない者（いずれかに該当する場合、登録はできません。）

- ① 成年被後見人、被補佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない者

- ② 太田市の入札参加資格者名簿（一般）に登録されている者

- ③ 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者

- ④ その他、公共発注の相手方として不適当と認められる者

- ⑤ 暴力団又は暴力団と社会的に非難される関係を有する者

- (4)「太田市環境物品等調達方針」に同意すること

「環境配慮同意」

(<http://www.city.ota.gunma.jp/page/1015622.htm>)

「太田市環境物品等調達方針」

(<http://www.city.ota.gunma.jp/page/1015829.html>)

2. 登録者の取り扱い

申請書類受理日より名簿に登録され、少額競争入札の指名業者となる資格を有することとなります。実際に発注案件に指名され、競争入札で落札すると、受注者になることができます。

本登録者が請負うことができる小規模案件の範囲

- | | | |
|-------------------|---|---------------|
| 工事又は製造の請負(修繕含む) | ⇒ | 予定価格 200 万円以下 |
| 業務委託又は役務の提供(修繕含む) | ⇒ | 予定価格 100 万円以下 |
| 物品買入れ等 | ⇒ | 予定価格 150 万円以下 |
| 物件(機械、器具等)の借り入れ | ⇒ | 予定価格 80 万円以下 |

3. 新規申請について

新規申請は、契約検査課（市役所本庁舎３階）にて随時受け付けます。（ただし、土曜、日曜、祝祭日を除きます。）受付時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までです。

一般の入札参加資格者登録との同時登録はできませんのでご注意ください。

すでに小規模登録されている業者の方については、継続申請について別途案内させていただきます。

4. 登録の有効期間

令和7年7月1日から令和9年6月30日までとなります。

5. 登録内容の変更・登録の削除

申請後に、住所・代表者氏名等の変更があったときは、すみやかに登録事項変更届を提出してください。また、廃業等の理由で登録の削除を希望する場合は、すみやかに資格抹消申請書を提出してください。

なお、登録事項変更届及び資格抹消申請書は、契約検査課ホームページに掲載してあります。

【契約に関する事項】

1. 少額競争入札の発注方法

太田市の少額な工事及び建設関連業務委託の発注案件は、それぞれの事業担当課で発注します。

ここでは、事業担当課が発注する工事及び建設関連業務委託の一般的な発注手順について説明します。

- ① 指名業者に、事業担当課からファクシミリ等で指名連絡があります。この指名連絡で現場説明会（案件概要等の説明）の日時をお知らせします。
- ② 現場説明会に参加いただいた後に見積りをしていただき、開札日に見積書を提出していただきます。
- ③ 複数の業者の方から見積を徴取し、最も低い価格を提示した業者を落札者とし、契約することになります。

2. 契約の方法

落札者となった場合は、事業担当課の指示に従い原則として書面（請書もしくは契約書）により契約します。

なお、この制度による契約に係る契約保証金は免除します。

3. 契約の履行

受注者は、契約の履行を太田市契約規則、その他関係法令に基づき信義にしたがって誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は、原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）及び市が認めた場合以外の再委託はできません。

4. 請負代金の支払い

請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査の合格後、受注者からの請求に基づき、原則として口座振替の方法により支払います。

5. 不正行為等の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。業務に関して不正または不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め登録の抹消を行うことになります。

6. 登録者名簿の公開

この制度による登録者契約制度の透明性を図る観点から、事業担当課に周知するほか「太田市ホームページ」に公開いたします。

【申請について】

○申請書の入手方法

- ・ 太田市ホームページから様式をダウンロードすることができます。
太田市ホームページ <http://www.city.ota.gunma.jp/> のトップページにある「しごと」≫「入札・契約情報」≫「入札参加申請」－「太田市小規模契約希望者登録のご案内」に掲載。また、本庁舎3階の契約検査課の窓口にも用意してあります。
- ・ 申請書類は契約検査課窓口へ直接提出してください。郵送による受付は行いません。

申請書類	① 太田市小規模契約希望者登録申請書	1 部
	② 小規模契約希望者に係る参加希望業種調べ	1 部
	③ 太田市税完納照合票（本庁舎 2 階収納課窓口にて照合）	1 部
	④ 暴力団排除に関する誓約書	1 部

※希望業種に法的な許可・免許・登録を要する場合は、許可証等の写しを添付してください。

○提出方法

- ・次のように手続きしていただくと効率的です。
- 1、申請書類に記入・押印 → 2、完納照合票を収納課（2階）で照合 → 3、申請書類を契約検査課（3階）へ提出

○ 小規模契約希望者登録申請書の記載要領

(1) 住所又は所在地

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは自宅を事業所として記入してください。

(2) 商号又は名称

法人は、商業登記簿の記載に基づき記入してください。個人事業主は、通常使用している商号を記入してください。

(3) 代表者職・氏名

法人は、商業登記簿に記載された代表者の職・氏名を記入してください。個人事業主は、商号がある場合は「代表」と記入してください。

(4) 印鑑

法人は、会社の代表者印を使用してください（社印は不可）。個人事業主は、実印でなくてもかまいませんが、ゴム等の変形しやすいものは認められませんのでご注意ください。

なお、申請書等に使用した印鑑は、登録期間中の見積書・請書・契約書・請求書等に使用しなければなりませんのでご注意ください（代用者印等の印鑑を途中で変更した場合は、すみやかに登録事項変更届を提出してください）。

(5) 電話番号・FAX・メール

電話番号・FAX・メールは、重要な連絡手段となりますので必ず記入してください。

(6) 希望業種

施工（履行）できる工種・業種を選択してください。なお、法的な許可・免許・登録を要する場合は許可証等の写しを添付してください。

○ 問い合わせ

太田市役所 総務部 契約検査課

電話 0276-47-1817（直通）

FAX 0276-47-1869